

【資料3-3】

中核機関等の整備・運営方針（案）に関する意見・質問等

項	意見
1. 方針の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「判断能力が不十分な場合に」を「判断能力が不十分で日常生活に法的な支援が必要になった場合に」とするのはどうか。
2. 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「(組織, 枠組み等)」を, 「介護・障害事業所や医療機関・公的機関, 企業・地縁団体など, 様々な組織による地域連携ネットワーク」とするのはどうか。 ・既存の社会資源や活用方法について, 現時点で想定している内容について教えていただきたい。 ・具体的にどのように活用していくかを明記いただきたい。地域連携ネットワークであるため, 高齢・障がい分野に限らず, 子育てや生活困窮等とも連携し, 地域住民や民生委員, 企業も含めた包括的な考え方が良いと思われる。 ・各市町村での社会資源には限りがあるため, 地域連携において, 共有することは必要であると考えます。
3. 中核機関の整備・運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) に中核機関の「使命」とあり, 協議会やチームは「役割」としているが, 強調するために表記を変えているのか。 ・「中核機関の機能を多機関に分散して整備」とあり, 運営方針も示されているが, 各市町村と水戸市社協の役割が明確でないため, 各市町村及び水戸市社協が担う中核機関の機能(業務)を明記してもよいのでは。 ・中核機関の機能に定住自立圏の「成年後見制度法人後見支援」は入らないのか。(【資料3-1 別表】に記載がないため) ・既存の機能として「受任審査会」がある場合, 受任者調整等の支援について整合性をどのように持たせるのか。 ・利用促進の中心的な役割について, 具体的に明記していただきたい。受任者調整等の機能を持たせた場合, 既存の組織にある「受任審査会」等とどのように整合性を図るのか。(別表) ・不正防止の観点における機能を中核機関に持たせてはどうか。 ・設置責任を明確する上で, 市町村における中核機関の役割や機能と, 水戸市社会福祉協議会における中核機関の役割と機能を明確にすることが必要だと考える。 ・中核機関の機能を分散して整備するとなると, 今までの体制との違いはなにか。

【資料3-3】

項	意見
4. 協議会の具体化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回程度の開催時期の目安を相談させていただきたい。 ・協議会の役割について、後見開始の前後を問わず、課題の検討、調整を多職種間で連携して行うことを希望する。 ・協議会の役割について、「チーム」が専門職（弁護士会や法テラス、家庭裁判所など）からの助言を受けられる機能も加えるとよいと考える。 ・協議会の役割について、日常的に支援している「チーム」の一部を担う社協としては、日頃関わりが少ない専門職と介することのできる貴重な機会となると思うため、アドバイザー機能もあるとよいと思う。 ・体制図内において、「チーム」と、「協議会」「中核機関」の関係性について図式化をお願いしたい。（資料3-2）
5. チームの具体化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・チームの支援について、中核機関職員や専門職がどういった場合に訪問対応することになるのか、想定しておく必要があると思う。 ・「(3) チームの支援」だけが「～想定される。」と記載されているため、中核機関、協議会の項目に、「要請に応じ、必要な支援を実施する」と記載し、「(3) チームの支援」の項目を削除してもよいのでは。記載を残すのであれば、「必要に応じ中核機関及び各専門機関はチームを支援する」のような概要を説明する記載方法がよいのではないか。 ・チームの構成について、必要に応じて企業や民間団体も構成員として組み込むと良いと思う（不動産関係など）。 ・チームの構成について、チームの具体化によって、「中核機関」「協議体」から得られる支援をできるだけ具体的に明記したほうがよい。可能であればスキーム図化していただきたい。（東海村社協） ・各地域で動いているケアチームに、さまざまな業種の専門家が介入してくれることは、あらゆる視点からの支援を模索する上で、非常に有意義だと思う。 ・チームのとりまとめを行う事務局はどこが担うのか。 ・サービス担当者会議を開催するのは定期的とするのか、各チームの判断で随時とするのか。 ・チーム構築から支援までの流れはどのようなイメージか。

項	意見
6. 年度別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「次期枠組みにおいて、中核機関が担う事業として位置づけることが想定される」と記載があるが、本市のように定住自立圏の事業に一部不参加の自治体は、水戸社協との中核機関機能の念書等において不参加の事業を除くということで対応するのか。 ・当市における各種計画も同様に進んでおり、その他の体制づくりにおいても、資料に記載のとおり、検討・実施できればと考える。
<p>その他 (後見人支援機能に係る取組例及び課題)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 親族後見人への中核機関の周知 市では、親族後見人の情報を把握していない。市町村計画策定にあたり、市内の後見制度利用者の数字も把握できていないこともわかった。家裁から市町村に情報をいただけるようにするか、個別周知を家裁が担うかどうか、という理解でよいか。 2. 親族後見人向け相談会（4. 担当者連絡会議） <ul style="list-style-type: none"> ・どのような相談に対応するのか想定しておく必要があると思う。後見人等が被後見人に対する個別の支援内容に関しては、後見人等が管轄の家裁に相談して指示を仰ぐことになるため、個別に支援内容の相談を受けたとしても「家裁に相談して支持を仰いでください」としか返せないと思う。 ・親族後見人が抱えている悩みを共有し解決を図るという目的であれば、例えば事前にアンケートを取り、学習会としてフィードバックしたうえでグループワークを行う、といった形ではどうか。 5. 専門職によるチーム支援 前項（5. (3) チームの支援）に同じ。